

## 第 101 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 9 月 29 日（木）10:00～10:36

2 場 所 中央合同庁舎第 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

西村委員長、河井委員、清原委員、西郷委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、宮川委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、上田総務省統計委員会担当室次長、阿向総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 92 号の答申「科学技術研究調査の変更について」
- (2) 諮問第 94 号「ガス事業生産動態統計調査の変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第101回の統計委員会を開催いたします。本日は、北村委員、川崎委員、嶋崎委員、野呂委員が御欠席です。

議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が 1 件、諮問が 1 件、部会の審議状況についての報告が 2 件あります。議

事の（１）で「科学技術研究調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料は資料１です。次に、議事の（２）で「ガス事業生産動態統計調査の変更について」の諮問がなされる予定です。資料は資料２になります。その後、議事の（３）で横断的課題検討部会の審議結果報告と現在産業統計部会において御審議いただいている「作物統計調査の変更について」の報告があります。資料はそれぞれ資料３、資料４になります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。

サービス統計・企業統計部会において審議されています諮問第92号「科学技術研究調査の変更」の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷部会長 それでは報告させていただきます。

資料は資料１とありまして、１枚紙で資料１の参考資料４というのがございます。今日はこちらの参考資料４と資料１にあります答申案を見比べていただきながら報告をさせていただきますと思います。

本件につきましては、７月26日の統計委員会に諮問されて、都合２回、８月２日と８月31日に部会を開催して、答申案がほぼ固まりましたが、若干文言の修正等がございましたので、いわゆる書面審議という形で最終的な答申の決着をした格好になりました。

それでは、答申案について御説明をいたします。

まず、資料１を御覧いただいて、全体の構成は大体標準型にのっとっておりますが、大きい１番、本調査計画の変更、（１）承認の適否、（２）理由等という形になっていて、大きい２番が６ページにございます。いわゆる前回の答申の際に出された今後の課題への対応状況というのが６ページ目。そして、７ページにその他という形で記載がございまして、最後に今後の課題ということで、３点ほど指摘がございます。

まずは、本調査計画の変更、（１）承認の適否ですけれども、ここは結論としては、変更を承認して差し支えないとしています。通常と同じように、若干の計画の修正が必要であるという結論になっております。

その修正の具体的な内容というのが（２）理由等以下に書いてありますが、まずは「任期無しの研究者数等の追加」というところで、答申の１ページ目に「任期無しの研究者」「うち40歳未満」の実数で男女の別を把握しないのが最初の変更案であったわけですが、１ページ目をめくっていただいて２ページにありますとおり、科学技術基本計画で女性研究者の数を把握することが明示的にうたわれておりますので、女性を内数で表示することに変更いたしました。女性の把握に関して、このような内数表示ではなくて、把握の段階から男女という形にすべきではないかという御意見も統計委員会でもいただいておりますが、今回は科学技術基本計画の方で女性研究者を把握することが明確にうたわれておりますので、それに合わせる形で集計の前の調査の段階から女性を内数で捉えることで決着いたしました。これに関しましては、後ほど、部会長メモで触れたいと思います。

次に、資料１の２ページ目（イ）ですけれども、こちらは現行が自然科学部門の内訳が分からない形でとられているのが、これも行政上のニーズに対応する形で自然科学部門を

細かくとる形に変更するというのが案だったわけですが、これに合わせて、女性についても内数で博士号の取得者に対して把握する形で変更がされた。これは行政ニーズに対応するという点で適切であると考えております。

この点に関しまして、統計委員会で社会科学はどうかという御意見がありましたが、社会科学は、数が自然科学に比べるととても少ないこともあるということと、そもそも科学技術基本計画で言われているところの科学技術というのは、どうも社会科学よりは自然科学の方を念頭に置いている色彩が強い、それは私の個人的な印象ですが、これに合わせてこちらの科学技術研究調査は組まれておりますので、今回は、今の段階では少なくとも社会科学については特に細分化してこれを捉えることはしないとしております。

次に、参考資料4の③になりますけれども、開発研究の部分です。

資料1の3ページ目になりますけれども、ここではサービスに関する開発研究ということが定義の中に明示的に述べられることになりました。これによって、そのことが報告者に十分伝わるといえること、それから、報告内容、報告者の範囲に関して大分今までと変わる可能性があるということがございますので、それについてきちんと調査後にモニターするようということ、そのことに関してきちんとアフターケアをするようということがございますので、この点に関しましては、今後の課題でも触れることにいたしました。

次に、答申案の3ページ目の下の方、4ページ目の上の方になりますけれども、前の科学技術基本計画で特にとるようにと言われていた特定3分野です。

これを削除するという点に関しては、今度の科学技術計画ではこれが特に把握されるべき項目となっていなかったことから削除となったわけですが、これに関しては、こちらの統計委員会でも若干議論させていただきましたけれども、何を基幹統計の中で継続的にとるべき項目とし、何をタイムリーに削除したり追加したりすべきなのかということに関しては少し議論がございまして、そのことに関しては、後ほど部会長メモで、もう少し申し述べたいと思います。

あとは一度部会で説明した部分が多いですけれども、4ページ目の外部からの資金の受入、支出に関して、従前は外国ないし海外、親会社、子会社、その他という区別がなかったのですが、それが区別されるようになったということがあり、それは適当と判断をさせていただきました。ただし、5ページ目の表5-3にあるように、一部、内数表示で把握した方がよいのではないかという部分があったので、それに関しましては内数表示で捉える格好に変えております。

次に、資料1の参考資料4の2ページ目になります。

科学技術研究調査というのは、科学技術基本計画とともにフラスカチ・マニュアルへ対応することが大きな課題になっているわけですが、今回フラスカチ・マニュアルの変更によって対応がされたとなっております。ただし、太線で参考資料に少し書いてございますけれども、今後の調査事項の見直しに当たっては、フラスカチ・マニュアルの変更の様子と科学技術研究調査の変更の様子の対応関係が分かる見取り図のようなものを作っただけだとありがたいという指摘があったこと、それから、民間利用者の要望も広く聞いた上で調査計画を策定するという点、大学に調査票を配布するときのどの大学のどの

部署に調査票を配布すべきなのか、あるいは大学の研究単位をどう捉えるべきなのかということについて更に検討してほしいという要望がございましたので、これについては今後の課題と整理しております。

以上、おおよそ調査計画の変更ということに関しては御説明いたしました。

それでは、答申案の今後の課題にいきたいと思います。今後の課題、先ほど何点か指摘しましたけれども、3つ挙げております。

1つは、開発研究の定義が変えられたことによって、その捕捉範囲であるとか捕捉内容であるとか、そういうものが変わったと捉えられるのかどうかということについて報告者に十分周知するとともに、変更に伴って生じる報告者の回答状況や集計結果の影響について事後的にきちんと検証してくださいということが課題の1番目です。

2番目は、先ほど出てきましたフラスカチ・マニュアルへの対応ですけれども、今回の変更に関しては対応がなされたという判断になっておりますけれども、このフラスカチ・マニュアルはどんどん改定されるものなので、それへの対応は怠らないようにしてくださいというのが2番目の今後の課題です。

最後に答申案の本体部分では触れていないのですが、本調査に回答するに当たり、消費税について込みとするのか込みとしないのかということですが、一応こちらの調査では、今までどおり込みということになりました。ただし、公的統計全体では消費税の取扱いについてガイドラインが出ておりますので、報告者がどちらかを選択できる方法というのを検討することが3番目の課題となっております。

時間が押していることもあって、以上で答申案の説明は終わらせていただきますけれども、最後に、資料1の参考資料1として答申案のすぐ裏にあるものですが、部会長メモというのを作成しましたので、それについて説明をいたします。2点ございます。

1つは、男女別人数の把握についてですけれども、別に結論的なことというのは書いてございません。これに関しましては、まずは調査の段階でこれをどう捉えるのか、内数で表示するのか、それとも男性何人、女性何人と捉えるべきなのかということ、集計表でどのように表示するのかという2点あると思います。

まず、1番目の点ですけれども、形式的に整理するとローマ数字のiからiv番のような形で捉えられるわけですが、実際どれがベストであるのかは調査によって異なる側面があるかと思えます。

また、2番目の点に関しては、提供される情報は同じであるとは言いながら、集計プログラムの修正等が必要になるということから予算もかかりますし、時間もかかるということから、一度に変更するのがなかなか難しい状況にあるのが普通と思われます。

今後、科学技術研究調査だけではなくて他の調査でも男女というのが公表される調査があるわけなので、そういった基幹統計全体として利便性の向上や比較可能性の向上を考えて、どういうふうに公的統計の中で男女というのを公表していくべきなのか考えた方がよいだろうというのが1番目の論点です。

2番目の論点に関しましてもあまり結論的なことは書いていなくて、先ほど申しました一時的に把握する項目が今回削除されたわけですが、行政ニーズが念頭にございま

すので、どうしても科学技術基本計画が変更になれば調査のあり方も変えざるを得ないという面はあります。これは科学技術研究調査だけではなくて、他の省庁の基幹統計でもそういうことはよくございます。とは言いながら、基幹統計には基幹統計としての役割もあるべきなので、最後の段落になりますけれども、基幹統計調査における調査事項の選定の考え方や調査事項の変更プロセスについて、何らかの指針があってもよいのではないかと、結論は全然書いていないのですけれども、そういう指摘があったことをメモの形で、文章として残しておきたいということから、このような部会長メモを作成いたしました。

少し雑駁になりましたけれども、以上で私からの報告は終わらせていただきます。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明及び部会長メモについて、御質問、あるいは御意見等がございますか。

それでは、私から一言コメントがあるのですが、この答申案の中にも書いてありますが、開発研究の定義の中にサービスを追記するということですが、これはもしかすると大きな変化が起こる可能性がありますので、最後、部会長は明確に御指摘されなかったのですが、極めて具体的に言えば、例えば F i n t e c h に関する研究なんていうものが、今まではそう考えられていなかったものが、例えば非製造業のところで見ると投資として出てくる可能性もあることから考えますと、かなり重要な問題になっていると思います。特に最近企業における投資をどううまく捉えるかが大きな問題になっていますので、どの程度影響があるのかということについて非常に重要な点ですので、これについてきちんとした影響の検証を図っていただきたいと考えています。

特にこのサービスに関しては、どういうふうにするのかはなかなか難しいところはあると思うのですが、そこら辺のところをいわば追加的な形でもいいですから、何か調査をなさって、それに関してこれでどういう影響が出たのか、それが逆に、例えば S N A とかそういうところに影響を及ぼしてきますので、そういうものをまたこちらに報告していただいて考えていきたいと考えておりますので、調査当局に関しては、その点をお願いしたいと思います。

他にないようでしたら、この形で答申案についてお諮りしたいと思います。科学技術研究調査の変更についての本委員会の答申は、資料 1 のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料 1 によって、総務大臣に対して答申いたします。サービス統計・企業統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

また、部会長メモも非常に重要な重いものですので、この部会長メモとして指摘された内容は、統計委員会全体として共有するとともに、次の基本計画の策定に際しても参考にすることとしたいと思います。もしくは、その前でも必要であれば取り入れていく形にしたいと思います。

次いで、諮問第 94 号「ガス事業生産動態統計調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは諮問の概要について御説明をいたします。

資料の2をお手元に御準備いただければと思います。資料を1枚めくっていただくと経済産業大臣からの申請書がございますが、今般、経済産業大臣からガス事業生産動態統計調査の変更について申請がございました。そこで、1枚目の諮問文にありますとおり、申請に対して承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の皆様に御意見をお聞きするものでございます。

具体的な説明につきましては、いつもながら資料の下に横書きの資料、資料2の参考を準備しておりますので、そちらで御説明をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1枚めくっていただきまして、1枚目の裏側になります。まず、この調査の概要ということで、現行の状況を申し上げます。

この調査、調査の名称にございますとおり、ガス事業の生産の実態を明確にするために行われているものでございますが、調査の沿革のところにありますとおり、昭和26年から行われている歴史のある調査でございます。その後、調査対象範囲を拡大しつつ、現在では調査対象という表を下に付けておりますけれども、一般ガス事業者などガス事業法で規定されるガス事業者を対象にした全数調査として行われております。

調査事項といたしましては、ガスの生産はもとより、供給に至るまで様々な事項について調査することとされていますが、表の中に欄を設けておりますけれども、数量に関しては毎月、金額については四半期という周期で行われています。

調査の系統といたしましては、間に経済産業局が挟まりますけれども、要は、経済産業省と報告者の間の調査ということで、この調査、系統として都道府県は絡んでこないものでございます。

あと、調査の方法といたしましては、郵送又はオンラインという形で行われています。以上が調査の概要になります。

次、2ページ目を御覧いただきまして、結果の利活用でございます。

大きく3つに区分をしております。①が行政利用、②が民間利用、③が国際利用という形で区分しているわけですが、行政利用といたしましては、国民経済計算をはじめとしまして、各種加工統計の基礎資料、あるいはガス事業法と密接な関係があることもございますので、ガス料金算定の基礎資料といった形で使われております。

②は民間利用ということで、マーケットの動向把握の基礎資料といった形でも使われています。

最後、③になりますが国際利用ということで、一例としては、国際エネルギー機関という機関があるのですが、そこで何年かに一度、日本のエネルギー政策を評価するということがなされています。そのときの資料の1つとして、この調査のデータが提供されていると聞いております。

それでは、今回こういった変更が予定されているかに話を進めていきたいと思いますが、3ページ目を御覧いただければと思います。

今回の変更、ガス事業法改正に連動するところが多くございます。そこで、具体的な変更内容に先立ちまして、3ページ目で今回のガス事業法改正の概要ということで1枚差し込ませていただきました。

ガス事業法の改正自体は詳細かつ多岐にわたるものですが、大きな柱は、ガスの小売自由化ということ。それから、それに伴って行われる事業区分の類型変更ということを、この3ページで御紹介しております。

まず、ガスの小売全面自由化という枠組みの中でございますが、現在は一般ガス事業者にはしか認められていない家庭向けの小口供給について、地域独占を撤廃する。そして、登録を受けた事業者であれば、誰に対しても販売が可能になるというのが今回の全面自由化ということです。箱書きの「これを受け、」というところで事業区分の変更を書いているのですが、それは下の図と連動するものですので、下の図を御覧いただければと思います。

左側が現在の類型、右側が今後ということになりますけれども、ガスの生産供給につきましては、作って、送って、売るという大きな流れがございますが、そういった意味で製造、導管、供給という3段階に分けられます。現在の法律では運んで売るところが一体的な規制下に置かれているのですが、これを改正法では部門ごと、横割にすることで大きな見直しがなされています。その結果として事業者区分も変わる、そして、一番下のガス小売事業というところが独立するわけですが、ここで新規参入が期待されています。

以上、今回の改正を踏まえまして、ガス事業法の改正について、少しお話しをさせていただきました。

最後、4ページ目でございます。

こちらが今回の変更内容、それから想定される論点をまとめているところでございます。1から3つに区分しております。「1」は、3ページ目、前のページで触れましたガス事業法の改正の変更に伴うものでございまして、(1)は事業区分が変更されますので、それに伴って調査対象区分も変わるものでございます。

また、(2)でございますが、自由化によって廃止される区分等もございまして、それについては、調査事項から落とすということになります。また一方で、地域独占がなくなるということにもなりますので、販売量、販売供給に関して、地域別の把握という新たな必要性が生じてまいります。そういったことで調査事項の追加も予定されています。それが「1」でございます。

「2. その他の変更」。これは法律の改正と直接連動するものではございませんが、公表方法の変更等が予定されています。今この調査は、印刷物とインターネットの公表の2本立てで行われているのですが、今回の変更では、利活用等の状況も考慮してインターネットのみに集約するという変更が予定されています。

以上、1、2の主な論点といたしましては、矢印で青く塗っているところでございますが、法改正後の生産実態の把握可能性、あるいは報告者負担への配慮、それからデータ比較と書いておりますが、時系列データの接続はどの程度確保されるか、そういったところが論点ではないかと今のところ考えております。

最後、「3」ですが、この調査、平成18年3月に諮問されて以来、諮問がなされてお

ません。そこで、未諮問基幹統計のフォローアップということで、今回諮問の審議に合わせまして幾つか確認をしたいと考えております。

論点のところにも記載しておりますけれども、1つ目としては、基幹統計としての利活用状況の確認。2つ目としては、本調査の必要性。具体的には、先ほどからガス事業法という話をしておりますけれども、この法律の中にも報告徴収という形で、事業者の方から情報を集める仕組みがございます。ですので、その報告徴収とこの統計調査の役割分担の確認という意味でございます。

最後3つ目でございますが、ガス事業の実態を踏まえた体系の見直しというところで、この点、少し補足をいたします。この調査は、ガス事業法に基づくガスの生産供給を対象にしています。しかし、国内におけるガスの供給というのはガス事業法以外の法律、少し長い名称になるのですが、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、略称で申し上げますと「液石法」という法律ですが、それに基づく供給も行われています。

具体的にイメージしていただきますと、山間部の世帯や街中の飲食店の軒先にガスボンベが置いてあることがあると思っておりますけれども、あれはガス事業法ではなくて、今申し上げた液石法に基づくガスの供給になります。ですから、このようなケースにつきましては、本調査の対象になっていないのが現状でございます。一方で、こういったものに関しては相当な部分、業界統計で詳細な整理がされていると聞いております。ですので、国内のガス供給に関する統計の整備、業界統計との役割分担といったこと、あるいは本調査の重要性をより高めるといった観点での改善の余地といったところについても確認ができればと考えております。

以上、3点がフォローアップの中で確認したい事項でございます。雑駁で申しわけございません。

以上が今回皆様に御議論いただく内容になります。よろしく願いいたします。

**○西村委員長** ありがとうございます。

本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくことといたしますが、ここで特段の御質問、あるいは御意見ございますか。

(「なし」の声あり)

**○西村委員長** それでは、本件については、産業統計部会で御審議いただいて、その結果について本委員会に御報告いただくこととしたいと思います。産業統計部会での検討をよろしく願いいたします。

次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、まず、先日書面審議を行った第2回の横断的課題検討部会の審議状況について、部会長である私から御報告いたします。

資料3のとおり、「統計の精度向上及び推計方法改善ワーキンググループの設置について(案)」を部会決定することについて、9月23日に統計委員会運営規則第6条第2項に基づいて、書面による議事を行ったところ、全ての委員より異存はないという御回答を得ましたので、その旨、本部会としての議決に代えることといたしました。

ただ今の報告について御質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループでしっかり御議論をいただきますよう、お願いいたします。

次に、産業統計部会に付託されています「作物統計調査の変更」の審議状況につきまして、部会長代理の西郷委員から御報告をお願いいたします。

○西郷部会長代理 それでは5分ほど使って報告をさせていただきます。資料4になります。

台風による延期で、本来の開催日から若干遅れて、今月16日に行われた第2回の部会審議の概要について報告をさせていただきます。資料を見ていただくと、作物の名前とか結構細かいことが書いておりますので、そういう細かいところは適宜省略させていただいて報告をいたします。

資料の網掛けがついている部分が第1回の部会で既に審議を終えた部分で、本日は網掛けのついていない1ページ目から2ページ目で、なおかつ「第2回」という区分に大きな黒丸がついているところについて報告をいたします。

まず、1ページ目の麦類の作付面積調査の変更についてです。おおまかに言えば、把握する作付面積の種類を絞って、生産量の多い特定の種類についてだけ作付面積を調査する形に変更する、要は作付面積を調査する範囲が縮減されるということです。

これについては、「おおむね適当」と整理しております。生産実態であるとか行政施策への利用実態等を踏まえた上での廃止・変更ですので、おおむね適当と評価しているのですが、1ページめくっていただいて2ページの1ポツ目に、えん麦に関しては、その重要性に鑑みて、小麦に次ぐ作付面積ですので、引き続き把握する必要があるのではないかとといった指摘がなされています。

同じ2ページ目の②の飼肥料作物の作付面積の変更についてです。これも重要な項目に絞って作付面積の調査範囲を縮減することになっているわけですが、これに関しては「適当」と判断をしております。

次は③のお茶ですが、お茶に関しても、従前はお茶の種類、それから一番茶、二番茶、三番茶というようになり細かく、作付面積と少し違う概念の摘採面積収穫量を把握するものとなっていたのですが、これに関しては、かなり大幅に摘採面積生産量の調査範囲を縮減し、一番茶と年間計に絞って把握する形になっています。

その一つの根拠としては、行政施策上のニーズとの関係もあるのですが、全国茶生産団体連合会という民間団体があり、そこで出しているデータと本調査結果の数字がかなり似ている部分があるので、民間団体のデータで代替することが可能であるということが挙げられます。その一方で、似ているとは言いながら若干差があるということもあるので、その差がどのような理由に由来するのかということについて、第3回の部会において少し確認や検討を行うこととしています。

次は(5)のその他の調査票の変更等についてですが、調査票の統合、野菜指定産地用の調査票の作成に関しては、プレプリントが導入されるとか、あるいは作付面積、収穫量の一体的な審査や検討が可能になるということから「適当」と整理しております。

(6)の集計事項については、調査の項目が変わり、それに応じた変更を行いますので、「適当」と判断しております。

前回答申における今後の課題への対応ということで、標本設計を見直しと、誤差情報の提供がありました。これらについては、前回の審議経過の報告の際にも川崎部会長から御説明がありましたが、両方とも今回適切に対応しているということですので、今回の対応で「適当」と判断しております。

以上で審議の経過についての報告は終わりですが、今後の部会開催予定です。10月14日に第3回の部会を開催して、第2回の部会において引き続き審議とされた事項について審議した後、答申案について審議いたします。その審議結果を踏まえまして、答申案に関しましては、11月18日に開催予定の統計委員会において川崎部会長から報告していただくことになると思います。

「作物統計調査の変更」についての部会審議の概要は以上のとおりです。

○西村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御報告について御質問がございますか。

(「なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、引き続き産業統計部会で御審議いただきますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程等について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は10月11日火曜日、10時に中央合同庁舎第7号館9階903共用会議室で開催する予定です。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第101回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○山澤総務省統計委員会担当室長 なお、この後、本会議室にて基本計画部会、横断的課題検討部会の合同部会を開催いたします。引き続き御出席いただきますようお願いします。

傍聴者の入れ替えがありますので、しばらくお待ちください。